

1 特定都市河川等の指定 (第3条)

特定都市河川

- ・都市部を流れる河川
- ・著しい浸水被害の発生又はそのおそれ
- ・河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難

国土交通大臣、
都道府県知事が区間指定

特定都市河川流域

- ・特定都市河川の流域と特定都市下水道の排水区域を合わせて指定

2 流域水害対策計画の策定 (第4条)

浸水被害対策の基本方針

都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

現況の評価

対策施設の設定・評価

浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置

特定都市河川の整備

河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

特定都市下水道の整備

特定都市下水道のポンプ施設の操作

雨水の一時的な貯留、又は地下への浸透

その他、必要な措置

河川管理者

下水道管理者

河川、下水道管理者以外の地方公共団体

3 流域水害対策計画に基づく措置

河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備 (第6条)
他の地方公共団体の負担金 (第7条)
排水設備の技術上の基準に関する特例 (第8条)

4 特定都市河川流域における規制等

流域内の住民・事業者の雨水貯留浸透の努力義務 (第5条)
雨水浸透阻害行為の許可 (第9条)
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可 (第18条)
保全調整池の指定等 (第23条)
管理協定の締結等 (第27条)

5 都市洪水想定区域等

都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域の指定 (第32条)
区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 (第33条)